

アルコール検知器協議会
品質保証体制資料

20241101 会則改定版

1. 会員資格

- (1) 日本国内のアルコール検知器製造に関わる法人事業者で国内に品質保証体制を構築している企業であること。または、同等の体制を有していること。

* ここでの品質保証体制とは、アルコール検知器検定制度の 2.3 品質保証体制に関する要件において、2.3.3 監視機器及び測定機器の管理に必要な設備を自社内もしくは国内の協力企業にて有しており、校正や出荷検査などが対応可能な状態であることを意味する。

上記改版により、自社の国内事業所もしくは国内の協力企業に校正や出荷検査などが対応可能な設備を有していることが必要となります。

ここでいう設備とはアルコールを湿式（ウェット）ガスもしくは乾式（ドライ）ガスを標準ガスとしてアルコール検知器などの校正、出荷検査が出来るシステムとなります。

設備の例として下記に現在アルコール検知器協議会の認定試験を実施いただいております第三者機関（外部機関）の CERI 様にて実施している設備及び試験方法を示します。

・全体的な試験フロー

例 0.10mg/L 試験

- 1) 基準器：校正（CERI 製造標準ガス 200ppm～500ppm）：都度確認（試験日に開始前確認）、ずれがあれば校正、なければそのまま再校正不要と判断

↓

- 2) 基準器：①ゼロ測定（ゼロ：超純水をシミュレーターにいれ加温後バブリングし発生させたガス） 結果例 0.013mg/L

↓

- 3) 基準器：②シミュレーター発生ガス濃度測定 結果例 0.113mg/L

↓

- 4) シミュレーター発生ガス濃度算出（規格値 0.095mg/L～0.104mg/L）

$$\textcircled{2} - \textcircled{1} = \textcircled{2} 0.113\text{mg/L} - \textcircled{1} 0.013\text{mg/L} = 0.100\text{mg/L} \text{（規格値内）}$$

↓

- 5) 実機試験

↓

- 6) 基準器：シミュレーター発生ガス濃度確認（規格値 0.095mg/L～0.104mg/L）：実機試験後濃度確認で規格値に入らなければ実機試験不成立

※ 2)～4) 実施

- ・使用している装置（シュミレーターやチューブなど）

シュミレーター：Guth 社製シュミレーター

ポンプ等：J-BAC ご提供定流量発生装置を使用

チューブ：テフロン、シリコン、タイゴン

- ・溶液の管理（製作方法、交換の目安、都度校正の頻度など）

器具：メスフラスコ、ホールピペット

試薬：エタノール 99.5 関東化学特級、超純水

Stock Solution 調製 エタノール（99.5）を 20mL とり、超純水を加え 500mL とする

例 0.10mg/L 発生用溶液

Stock Solution 4mL をとり、超純水を加えて 500mL とする

濃度と製造量に応じてスケールを変更

濃度の決定はあくまで基準器の測定結果より算出

- ・試験環境の状況（温湿度などの管理方法など）

ドラフト有試験室

温度 $25^{\circ}\text{C} \pm 4^{\circ}\text{C}$ （ただし試験中において $\pm 2^{\circ}\text{C}$ 以内）

湿度 20%RH～80%RH

加湿器 ウエットマスター社 WM-VCJ2200

<https://www.wetmaster.co.jp/product/vapor/vcj/specification/>

除湿器 ナカトミ社 DM-15（最大 3 台）

- ・実機試験・測定方法（様式 3. より抜粋）

試験用ガスの検知器への導入

検知器は、手持ちあるいはスタンドで固定する

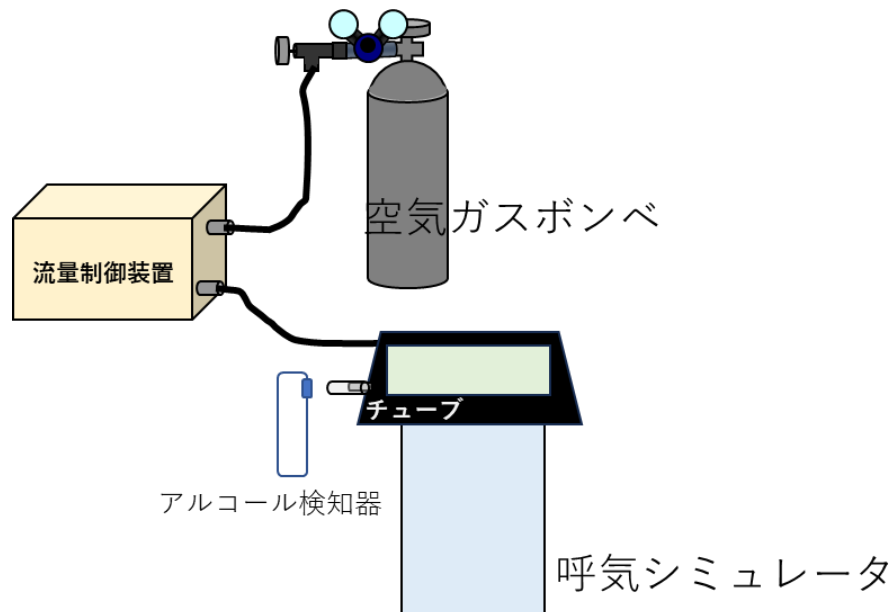
呼吸シュミレーター出口側に接続したチューブと検知器を離す場合、吹きかけ距離は「測定方法」記載の距離（cm）で試験を実施する。

呼吸シュミレーター出口側に接続したチューブと検知器を接続する場合、CERI 所有のチューブを使用する

注 申請事業者がチューブを CERI へ提供可能（様式 3 へ要記入）

注 申請事業者が検知器を固定するスタンド等の治具を CERI へ提供可能（様式 3 へ要記入）

(イメージ図)



品質保証体制として有効なサイトのパターンに関しては別資料にて示すパターン 13 までとする。改版前まで OK としていたパターン 14 以降は無効 (NG) とする。

以上